

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5月19日
【計算期間】	第56期（自 平成28年 2月23日 至 平成29年 2月20日）
【ファンド名】	追加型・公社債証券投資信託（2月設定）
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の安定的な成長をめざします。

信託金の限度額は、2,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型		内外	不動産投信	MRF
	その他資産 ()		ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ()	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(債券一 般)) 資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円ででの為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	投資形態	ファミリーファンド
ファンド・オブ・ファンズ		一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型/絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、わが国の短期公社債の指標であるNOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとして、利子等収益の確保および売買益の獲得をめざします。

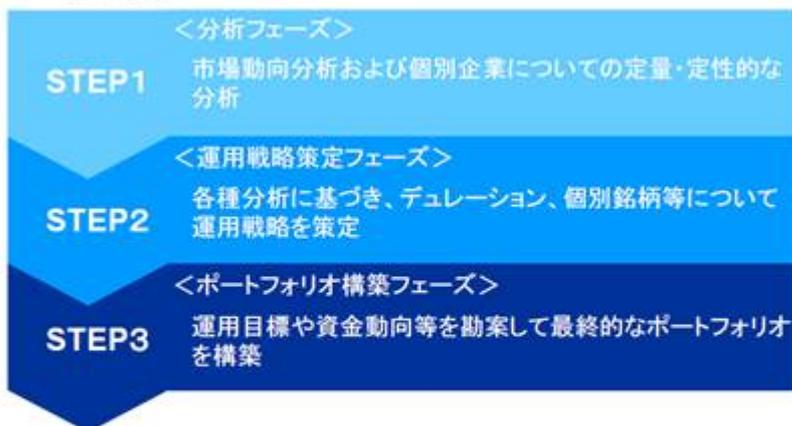
ファンドの特色

特色1 主にわが国の安全性の高い公社債に投資し、信託財産の安定的な成長をめざします。

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債、事業債などで運用します。

また、運用にあたりましては、NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマーク^(注)とします。

<ポートフォリオ構築プロセス>



(注)ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

※上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.amumufj.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色2 運用成果に応じて、年1回分配を行います。

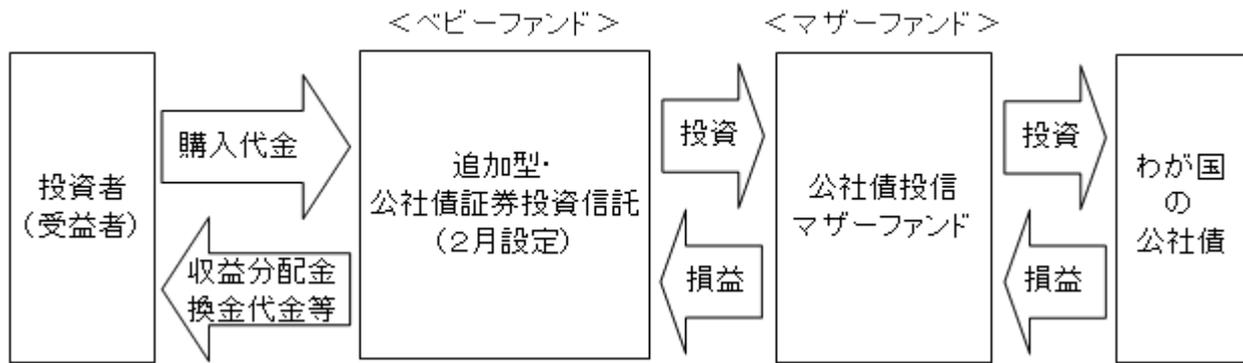
年1回の決算時（2月19日（2月19日またはその翌日が休業日の場合は、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日））に分配を行います。

決算日の収益分配前の基準価額が1万円を超過している場合はその超過額の全額を分配し、1万円以下の場合には分配を行いません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主に公社債投信マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

NOMURA - BPI短期インデックス

NOMURA - BPI短期インデックスとは、NOMURA - BPI総合インデックスのサブインデックスで、残存期間1年から3年の債券で構成されています。NOMURA - BPI総合インデックスは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA - BPI総合インデックスおよびNOMURA - BPI短期インデックスは野村証券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し野村証券株式会社は一切関係ありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 昭和36年2月24日 設定日、信託契約締結、運用開始
- 平成14年2月20日 「予想分配型」から「実績分配型」へ変更、ファミリーファンド方式の導入
- 平成17年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	
投資 損益	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
マザーファンド	
投資 損益	
有価証券等	

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成29年3月末現在）

・沿革

- 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成29年3月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

わが国の公社債および公社債投信マザーファンド受益証券へ投資し、NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとして、利子等収益の確保および売買益の獲得をめざします。公社債組入比率の調整のためおよび価格変動リスクを回避するために債券先物取引、債券先物オプション取引等を利用する場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された公社債投信マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに

会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)に限ります。)

5. 資産の流動化に係る特定社債権(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国又は外国の者の発行する証券で1.から6.の証券の性質を有するもの
8. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
9. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1.から5.までの証券ならびに7.の証券のうち1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

< 公社債投信マザーファンドの概要 >

(基本方針)

この投資信託は、信託財産の安定的な成長をめざします。

(運用方法)

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

わが国の公社債へ投資し、NOMURA - BPI短期インデックスをベンチマークとして、利子等収益の確保および売買益の獲得をめざします。公社債組入比率の調整のためおよび価格変動リスクを回避するために債券先物取引、債券先物オプション取引等を利用する場合があります。

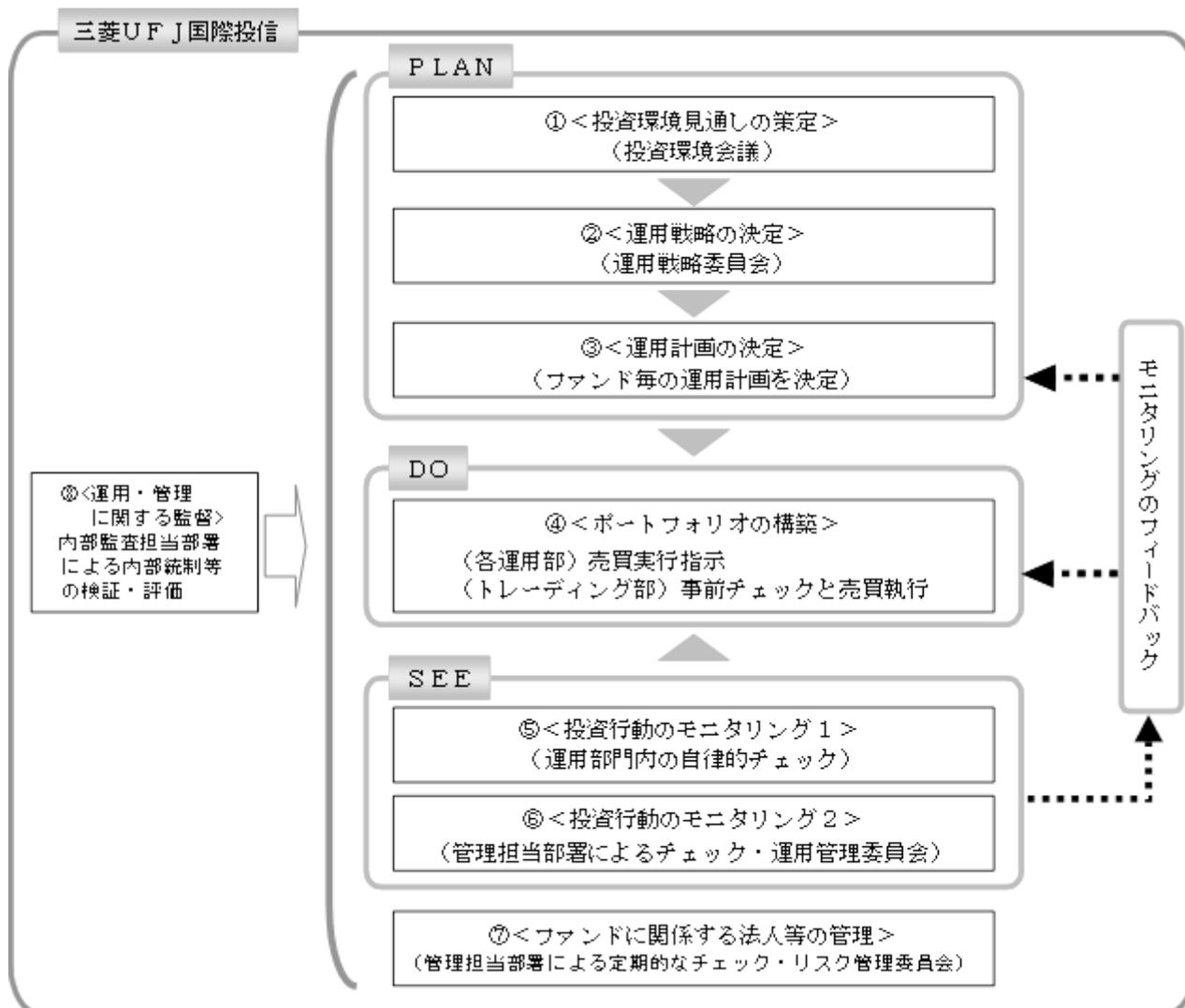
(投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

(3) 【運用体制】

**投資環境見通しの策定**

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、運用収益(純資産総額が当該元本の額(1万口当たり1万円とします。以下同じ。))を超過する額)の全額を分配します。

(5)【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への投資は行いません。

有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとし、
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとし、
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で

規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクを回避するため、異った受取り金利または異った受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。但し、当該貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標

に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

価格変動リスク

価格変動リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、価格変動リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、価格変動リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料は1万口につき27円（税抜25円）です。

ただし、昭和37年4月21日から平成13年3月21日までに受益権を取得した受益者が当該受益権について解約請求をしたときは、1万口につき108円（税抜100円）です。

解約手数料（税込）は解約時にご負担いただきます。

なお、販売会社の破綻等、販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が、委託会社に申し出た場合に限ります。）は、上記の手数を徴しないことができます。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の元本の額に当該日の属する月の前月（当該日が、当該日の属する月における1日から19日（19日もしくはその翌日が休業日であるときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、19日に最も近い日。）までにあたる日である場合には、当該日の属する月の前々月とします。）の無担保コール翌日物レートの平均値（「コールレート平均値」といいます。）に応じて以下に定める率を乗じて得た額とします。

コールレート平均値が	0.50%超の場合	年0.707%
	0.30%超0.50%以下の場合	年0.500%
	0.15%超0.30%以下の場合	年0.300%
	0.15%以下の場合	年0.150%

1万口当たりの信託報酬：元本1万口×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

コールレート平均値	委託会社	販売会社	受託会社
0.50%超の場合	年0.18180%	年0.47520%	年0.05000%
0.30%超0.50%以下の場合	年0.12990%	年0.33480%	年0.03530%
0.15%超0.30%以下の場合	年0.07792%	年0.20088%	年0.02120%
0.15%以下の場合	年0.03788%	年0.10152%	年0.01060%

販売会社の配分額は、消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

(*)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
換金（解約）手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
信託報酬	間接	（委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
保管費用 （カストディアン）	間接	外国での資産の保管等に要する費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、次の通り課税されます。

個人の受益者に対する課税

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で課税されます。収益分配金は利子所得として源泉徴収が行われますが、確定申告により申告分離課税を選択することができます。解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として課税されます。

また、利子所得および譲渡所得は上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算の特例の対象です。

法人の受益者に対する課税

15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

ファンドはマル優制度の対象となっています。マル優制度利用の場合、ひとり元金350万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて、上記の税金はかかりません。ただし、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行えない場合があります。

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）について

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）は、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度のことです。

障害者等とは、遺族基礎年金を受けることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

上記は平成29年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成29年3月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,526,485,077	99.76
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,707,597	0.24
純資産総額		1,530,192,674	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成29年3月31日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限 (年/月/日)	
日本	公社債投信マザーファンド	親投資信託 受益証券		1,398,648,596	1.0907 1.0914	1,525,506,024 1,526,485,077		99.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成29年3月31日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.76
合計	99.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第47計算期間末日 (平成20年2月19日)	3,955,673,086 (分配付) 3,939,521,060 (分配落)	10,041 (分配付) 10,000 (分配落)
第48計算期間末日 (平成21年2月19日)	3,184,401,834 (分配付) 3,163,450,316 (分配落)	10,066 (分配付) 10,000 (分配落)
第49計算期間末日 (平成22年2月22日)	2,994,240,202 (分配付) 2,958,337,821 (分配落)	10,121 (分配付) 10,000 (分配落)
第50計算期間末日 (平成23年2月21日)	2,786,670,026 (分配付) 2,778,584,354 (分配落)	10,029 (分配付) 10,000 (分配落)
第51計算期間末日 (平成24年2月20日)	2,502,509,180 (分配付) 2,488,325,731 (分配落)	10,057 (分配付) 10,000 (分配落)
第52計算期間末日 (平成25年2月19日)	2,359,914,224 (分配付) 2,347,313,848 (分配落)	10,054 (分配付) 10,000 (分配落)
第53計算期間末日 (平成26年2月19日)	2,202,262,082 (分配付) 2,199,312,806 (分配落)	10,013 (分配付) 10,000 (分配落)
第54計算期間末日 (平成27年2月19日)	2,038,302,303 (分配付) 2,034,841,040 (分配落)	10,017 (分配付) 10,000 (分配落)
第55計算期間末日 (平成28年2月22日)	1,721,786,907 (分配付) 1,718,123,868 (分配落)	10,021 (分配付) 10,000 (分配落)

第56計算期間末日 (平成29年 2月20日)	1,571,408,770 (分配付) 1,570,497,882 (分配落)	10,006 (分配付) 10,000 (分配落)
平成28年 3月末日	1,661,675,314	9,996
4月末日	1,645,680,932	9,997
5月末日	1,631,604,289	10,002
6月末日	1,627,786,538	10,013
7月末日	1,622,900,969	10,003
8月末日	1,616,093,666	10,001
9月末日	1,615,995,840	10,017
10月末日	1,610,159,976	10,008
11月末日	1,605,400,514	9,992
12月末日	1,606,881,793	10,002
平成29年 1月末日	1,605,841,069	10,004
2月末日	1,569,022,862	10,006
3月末日	1,530,192,674	10,004

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第47計算期間	41円
第48計算期間	66円23銭
第49計算期間	121円36銭
第50計算期間	29円10銭
第51計算期間	57円
第52計算期間	53円68銭
第53計算期間	13円41銭
第54計算期間	17円01銭
第55計算期間	21円32銭
第56計算期間	5円80銭

【収益率の推移】

	収益率(%)
第47計算期間	0.41
第48計算期間	0.66
第49計算期間	1.21
第50計算期間	0.29
第51計算期間	0.57
第52計算期間	0.54
第53計算期間	0.13
第54計算期間	0.17
第55計算期間	0.21
第56計算期間	0.06

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第47計算期間	6,793,063	1,069,151,522	3,939,518,761
第48計算期間	9,449,637	785,520,018	3,163,448,380
第49計算期間	10,637,103	215,748,220	2,958,337,263
第50計算期間	31,980,478	211,736,116	2,778,581,625
第51計算期間	5,540,874	295,797,956	2,488,324,543
第52計算期間	7,825,224	148,836,688	2,347,313,079
第53計算期間	7,648,538	155,649,932	2,199,311,685
第54計算期間	2,978,302	167,449,349	2,034,840,638
第55計算期間	3,755,415	320,472,605	1,718,123,448
第56計算期間	4,426,724	152,053,590	1,570,496,582

< 参考 >

「公社債投信マザーファンド」

(1) 投資状況

平成29年3月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
特殊債券	日本	601,405,152	6.25
社債券	日本	8,957,443,941	93.04
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		68,316,757	0.71
純資産総額		9,627,165,850	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成29年3月31日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段: 帳簿価額 下段: 評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	第6回りそな銀行(劣後特約付)	社債券		400,000	107.18 105.4530	428,720,000 421,812,000	2.084000 2020/03/04	4.38
日本	第23回三井住友銀行(劣後特約付)	社債券		400,000	106.67 105.2560	426,684,000 421,024,000	1.610000 2020/12/17	4.37
日本	第316回北海道電力	社債券		400,000	103.95 103.1980	415,820,000 412,792,000	1.164000 2020/06/25	4.29
日本	第29回ソニー	社債券		400,000	101.37 100.8630	405,480,000 403,452,000	0.860000 2018/06/19	4.19
日本	第17回ルノー	社債券		400,000	99.99 100.8580	399,964,000 403,432,000	0.750000 2018/11/26	4.19
日本	第9回モルガン・スタンレー	社債券		400,000	100.63 100.4110	402,552,000 401,644,000	0.557000 2018/05/22	4.17
日本	第11回現代キャピタル・サービス・インク	社債券		400,000	100.04 100.0491	400,196,778 400,196,778	0.520000 2017/10/30	4.16
日本	第14回みずほ銀行(劣後特約付)	社債券		300,000	106.68 104.9210	320,058,000 314,763,000	2.140000 2019/09/27	3.27
日本	第382回東北電力	社債券		310,000	100.20 100.2099	310,650,920 310,650,920	3.125000 2017/04/25	3.23
日本	第374回中国電力	社債券		300,000	102.66 101.9800	307,992,000 305,940,000	0.814000 2020/02/25	3.18
日本	第43回野村ホールディングス	社債券		300,000	101.01 100.7250	303,030,000 302,175,000	0.454000 2019/02/25	3.14
日本	第172回オリックス	社債券		300,000	100.86 100.5110	302,604,000 301,533,000	0.566000 2018/04/17	3.13
日本	第181号商工債券(3年)	特殊債券		300,000	100.12 100.1268	300,380,456 300,380,456	0.150000 2018/02/27	3.12
日本	第1回エイチエスピーシー・ホールディングス	社債券		300,000	100.00 99.7350	300,000,000 299,205,000	0.450000 2021/09/24	3.11
日本	第9回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	社債券		200,000	107.93 106.0380	215,870,000 212,076,000	2.010000 2020/07/22	2.20
日本	第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	社債券		200,000	106.59 105.1800	213,180,000 210,360,000	1.560000 2021/01/20	2.19
日本	第7回みずほコーポレート銀行(劣後特約付)	社債券		200,000	107.22 105.0880	214,448,000 210,176,000	2.500000 2019/06/03	2.18
日本	第6回三菱UFJ信託銀行(劣後特約付)	社債券		200,000	106.66 104.9850	213,336,000 209,970,000	1.900000 2020/03/02	2.18
日本	第7回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー	社債券		200,000	101.30 100.4360	202,612,000 200,872,000	0.550000 2019/07/10	2.09
日本	第10回セブン&アイ・ホールディングス	社債券		200,000	100.26 100.1370	200,520,000 200,274,000	0.150000 2018/06/20	2.08
日本	第70回アコム	社債券		200,000	99.98 100.1070	199,962,000 200,214,000	0.360000 2018/05/29	2.08
日本	第31回ソニー	社債券		200,000	100.00 99.9970	200,000,000 199,994,000	0.230000 2021/09/17	2.08
日本	第1回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー	社債券		200,000	100.00 99.9030	200,000,000 199,806,000	0.640000 2022/01/27	2.08
日本	第4回富士フイルムホールディングス	社債券		200,000	100.00 99.8860	200,000,000 199,772,000	0.005000 2020/03/03	2.08
日本	第15回パナソニック	社債券		200,000	100.00 99.8830	200,000,000 199,766,000	0.190000 2021/09/17	2.08
日本	第1回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー	社債券		200,000	100.00 99.8500	200,000,000 199,700,000	0.615000 2021/12/15	2.07
日本	第165回オリックス	社債券		107,000	100.31 100.3188	107,341,150 107,341,150	0.777000 2017/09/12	1.11
日本	第365回中国電力	社債券		100,000	104.79 103.5340	104,790,000 103,534,000	1.405000 2019/12/25	1.08

日本	第408回九州電力	社債券	100,000	104.78 103.4020	104,789,000 103,402,000	1.672000 2019/06/25	1.07
日本	第64回アコム	社債券	100,000	101.34 100.8520	101,344,000 100,852,000	0.880000 2018/09/05	1.05

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成29年3月31日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
特殊債券	6.25
社債券	93.04
合計	99.29

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	取得申込受付日（決算日）の基準価額
申込価額の算出頻度	年1回の決算日
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 マル優制度（少額貯蓄非課税制度）を利用する場合、取得申込者はマル優の適格者である旨を確認できる公的書類を持参のうえ、「非課税貯蓄申込書」、「非課税貯蓄申告書」を提出するものとします。ただし、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行えない場合があります。
申込受付時間	販売会社が定める時間
その他	追加設定は、取得申込受付日の翌日に行います。 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。 ファンドの規模等を勘案し、委託会社の判断により大口の申込みに制限を設ける場合があります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1万口単位 ただし、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合等は1口単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額 受益者の受取金額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額の個別元本超過額に対し計20%）ならびに1万口につき27円（税抜25円）の割合で計算した手数料を差し引いた金額となります。ただし、昭和37年4月21日から平成13年3月21日までに受益権を取得した受益者が当該受益権について解約請求をしたときは、上記の手数料の割合を1万口につき108円（税抜100円）とします。なお、販売会社の破綻等、販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が、委託会社に申し出た場合に限ります。）は、上記の手数料を徴しないことができます。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	販売会社が定める時間
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとし、委託会社は、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
買取り	販売会社は、受益者の請求があるときは、原則として、その受益権を買い取ります。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価格と償還価格の差額を日割計算し日々計上することにより評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	昭和36年2月24日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	---

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年2月20日から翌年2月19日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース(一般コース)」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース(累積投資コース)」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金(解約)請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 (「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。)

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成28年2月23日から平成29年2月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
【追加型・公社債証券投資信託（2月設定）】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 55 期 [平成28年2月22日現在]	第 56 期 [平成29年2月20日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,588,311	6,996,178
親投資信託受益証券	1,715,651,784	1,566,879,550
未収入金	9,149	2,485,178
流動資産合計	1,725,249,244	1,576,360,906
資産合計	1,725,249,244	1,576,360,906
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,663,039	910,888
未払解約金	540,135	2,484,829
未払受託者報酬	202,732	171,140
未払委託者報酬	2,665,902	2,250,928
未払利息	-	12
その他未払費用	53,568	45,227
流動負債合計	7,125,376	5,863,024
負債合計	7,125,376	5,863,024
純資産の部		
元本等		
元本	1,718,123,448	1,570,496,582
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	420	1,300
元本等合計	1,718,123,868	1,570,497,882
純資産合計	1,718,123,868	1,570,497,882
負債純資産合計	1,725,249,244	1,576,360,906

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第 55 期 自 平成27年 2月20日 至 平成28年 2月22日	第 56 期 自 平成28年 2月23日 至 平成29年 2月20日
営業収益		
受取利息	1,715	-
有価証券売買等損益	6,802,310	3,405,846
営業収益合計	6,804,025	3,405,846
営業費用		
支払利息	-	2,892
受託者報酬	202,732	171,140
委託者報酬	2,665,902	2,250,928
その他費用	53,568	45,227
営業費用合計	2,922,202	2,470,187
営業利益又は営業損失()	3,881,823	935,659
経常利益又は経常損失()	3,881,823	935,659
当期純利益又は当期純損失()	3,881,823	935,659
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	402	420
剰余金減少額又は欠損金増加額	218,766	23,891
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	218,766	23,891
分配金	1 3,663,039	1 910,888
期末剰余金又は期末欠損金()	420	1,300

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月19日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日またはその翌日が休業日のため、約款の規定に従い、当計算期間は平成28年2月23日から平成29年2月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 55 期 [平成28年2月22日現在]	第 56 期 [平成29年2月20日現在]
1 期首元本額	2,034,840,638円	1,718,123,448円
期中追加設定元本額	3,755,415円	4,426,724円
期中一部解約元本額	320,472,605円	152,053,590円
2 受益権の総数	1,718,123,448口	1,570,496,582口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 55 期 (自 平成27年2月20日 至 平成28年2月22日)

1 分配金の計算過程

計算期間末における純資産額の元本超過額3,663,459円を分配対象収益とし、3,663,039円(1口当たり0.002132円(1万口当たり21.32円))を分配金額としております。

第 56 期 (自 平成28年2月23日 至 平成29年2月20日)

1 分配金の計算過程

計算期間末における純資産額の元本超過額912,188円を分配対象収益とし、910,888円(1口当たり0.000580円(1万口当たり5.80円))を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 55 期 (自 平成27年 2月20日 至 平成28年 2月22日)	第 56 期 (自 平成28年 2月23日 至 平成29年 2月20日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 55 期 [平成28年2月22日現在]	第 56 期 [平成29年2月20日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種 類	第 55 期 [平成28年2月22日現在]	第 56 期 [平成29年2月20日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,304,645	3,303,833
合計	6,304,645	3,303,833

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	公社債投信マザーファンド	1,436,449,900	1,566,879,550	
	親投資信託受益証券 小計	1,436,449,900	1,566,879,550	
	合計	1,436,449,900	1,566,879,550	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

< 参考 >

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「公社債投信マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成28年2月22日現在]	[平成29年2月20日現在]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	96,136,218	137,107,764
地方債証券	311,964,000	
特殊債券	2,108,572,662	702,069,792
社債券	7,984,689,298	8,660,834,634
未収入金	600,302,000	300,743,000
未収利息	17,968,007	23,534,430
前払費用	215,561	266,300
流動資産合計	11,119,847,746	9,824,555,920
資産合計	11,119,847,746	9,824,555,920
負債の部		
流動負債		
未払金	615,917,000	100,002,000
未払解約金	2,652,275	2,728,991
未払利息		244
流動負債合計	618,569,275	102,731,235
負債合計	618,569,275	102,731,235
純資産の部		
元本等		
元本	9,647,771,820	8,912,690,710
剰余金		
剰余金又は欠損金()	853,506,651	809,133,975
元本等合計	10,501,278,471	9,721,824,685
純資産合計	10,501,278,471	9,721,824,685
負債純資産合計	11,119,847,746	9,824,555,920

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月20日から翌年4月19日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	[平成28年2月22日現在]	[平成29年2月20日現在]
1 期首		
期首元本額	平成27年2月20日 11,436,613,556円	平成28年2月23日 9,647,771,820円
期首からの追加設定元本額	31,815,604円	33,779,460円
期首からの一部解約元本額	1,820,657,340円	768,860,570円
元本の内訳*		
追加型・公社債証券投資信託(1月設定)	790,149,459円	704,330,717円
追加型・公社債証券投資信託(2月設定)	1,576,161,492円	1,436,449,900円
追加型・公社債証券投資信託(3月設定)	523,856,579円	442,601,029円
追加型・公社債証券投資信託(4月設定)	864,327,405円	803,519,316円
追加型・公社債証券投資信託(5月設定)	430,414,893円	393,875,378円
追加型・公社債証券投資信託(6月設定)	548,032,036円	529,210,302円
追加型・公社債証券投資信託(7月設定)	452,216,588円	437,166,715円
追加型・公社債証券投資信託(8月設定)	1,078,808,973円	1,046,989,076円
追加型・公社債証券投資信託(9月設定)	723,683,232円	702,251,571円
追加型・公社債証券投資信託(10月設定)	418,368,681円	403,629,071円
追加型・公社債証券投資信託(11月設定)	1,118,729,170円	990,251,750円
追加型・公社債証券投資信託(12月設定)	1,123,023,312円	1,022,415,885円
(合計)	9,647,771,820円	8,912,690,710円
2 受益権の総数	9,647,771,820口	8,912,690,710口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0885円 (10,885円)	1.0908円 (10,908円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	(自平成27年2月20日 至平成28年2月22日)	(自平成28年2月23日 至平成29年2月20日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成28年2月22日現在]	[平成29年2月20日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同 左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	[平成28年2月22日現在]	[平成29年2月20日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
地方債証券	1,311,000	
特殊債券	2,556,662	559,208
社債券	22,632,262	55,515,146
合計	21,386,600	56,074,354

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
特殊債券	い第763号農林債券	100,000,000	100,536,000	
	第285回信金中金債	100,000,000	100,515,000	
	第292回信金中金債	100,000,000	100,492,000	
	第181号商工債券(3年)	300,000,000	300,426,000	
	第15回韓国輸出入銀行	100,000,000	100,100,792	
	特殊債券 小計	700,000,000	702,069,792	
社債券	第1回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	199,700,000	
	第7回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー	200,000,000	200,924,000	
	第1回エイチエスピーシー・ホールディングス	300,000,000	298,506,000	
	第1回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー	200,000,000	199,600,000	
	第9回モルガン・スタンレー	400,000,000	401,180,000	
	第17回ルノー	400,000,000	403,688,000	
	第11回現代キャピタル・サービス・インク	400,000,000	400,232,736	
第21回ラボバンク・ネダーランド	100,000,000	100,524,000		

第5回ソシエテ ジェネラル円貨社債(2014)	100,000,000	100,090,896	
第10回セブン&アイ・ホールディングス	300,000,000	300,501,000	
第12回横浜ゴム	100,000,000	99,882,000	
第15回パナソニック	200,000,000	199,928,000	
第29回ソニー	400,000,000	404,000,000	
第31回ソニー	200,000,000	200,044,000	
第29回丸井	100,000,000	99,708,000	
第7回みずほコーポレート銀行(劣後特約付)	200,000,000	210,674,000	
第9回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	200,000,000	212,212,000	
第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	200,000,000	210,402,000	
第6回りそな銀行(劣後特約付)	400,000,000	422,300,000	
第6回三菱UFJ信託銀行(劣後特約付)	200,000,000	210,212,000	
第23回三井住友銀行(劣後特約付)	400,000,000	421,200,000	
第14回みずほ銀行(劣後特約付)	300,000,000	315,315,000	
第27回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	100,044,500	
第32回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	100,049,000	
第38回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	99,635,000	
第64回アコム	100,000,000	100,698,000	
第70回アコム	200,000,000	199,876,000	
第165回オリックス	107,000,000	107,421,724	
第172回オリックス	300,000,000	301,527,000	
第47回三菱UFJリース	100,000,000	99,906,000	
第43回野村ホールディングス	300,000,000	302,298,000	
第46回野村ホールディングス	100,000,000	100,618,000	
第48回野村ホールディングス	100,000,000	100,234,000	
第54回三井不動産	100,000,000	99,963,000	
第365回中国電力	100,000,000	103,611,000	
第374回中国電力	300,000,000	305,937,000	
第382回東北電力	310,000,000	311,665,778	
第408回九州電力	100,000,000	103,578,000	
第316回北海道電力	400,000,000	412,800,000	
第1回ファーストリテイリング	100,000,000	100,149,000	
社債券 小計	8,517,000,000	8,660,834,634	
合計	9,217,000,000	9,362,904,426	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】平成29年3月31日現在
(単位:円)

資産総額	1,530,551,610
負債総額	358,936
純資産総額(-)	1,530,192,674
発行済口数	1,529,601,548 口
1口当たり純資産価額(/)	1.0004 (1万口当たり 10,004)

<参考>

「公社債投信マザーファンド」の現況
純資産額計算書平成29年3月31日現在
(単位:円)

資産総額	9,627,405,946
負債総額	240,096
純資産総額(-)	9,627,165,850
発行済口数	8,820,859,305 口
1口当たり純資産価額(/)	1.0914 (1万口当たり 10,914)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。

報告書代替書面については、（<http://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html>）でもご覧いただけます。

2【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

3【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

（1）【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（1）「貸借対照表」の記載のとおりです。

（2）【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（2）「損益計算書」の記載のとおりです。

（3）【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（3）「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

資本金の額：342,037百万円（平成28年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成28年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福井銀行	17,965 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	61,385 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山口銀行	10,005 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北九州銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社名古屋銀行	25,090 百万円	銀行業務を営んでいます。
労働金庫連合会	120,000 百万円	金融業務を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
宇都宮証券株式会社	301 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日本アジア証券株式会社	4,400 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	4,374 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくTT証券株式会社	1,250 百万円 (平成29年1月4日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸三証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山形証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

労働金庫連合会の資本金の額は「出資金」を記載しております。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成29年3月末現在)

株式会社三菱東京UFJ銀行は委託会社の株式の15.0%(31,757株)を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

1 当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成29年1月4日 有価証券届出書

平成28年11月21日 半期報告書

平成28年5月20日 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年3月29日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 毅 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている追加型・公社債証券投資信託（2月設定）の平成28年2月23日から平成29年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、追加型・公社債証券投資信託（2月設定）の平成29年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。